

## 那覇市総合福祉センターの指定管理予定候補者の選定結果について

那覇市福祉部福祉政策課が所管する那覇市総合福祉センターについては、下記のとおり指定管理予定候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項により議会の議決を経る必要があり、令和6年2月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

### 1 施設の概要

- (1) 名称 那覇市総合福祉センター
- (2) 所在地 那覇市金城3丁目5番地4
- (3) 設置目的 市民の福祉の増進を図るため

### 2 指定管理予定者

- (1) 名称 社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会
- (2) 代表者名 会長 川満 正人
- (3) 住所 那覇市金城3丁目5番地4

### 3 指定予定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)

### 4 選定の経緯

#### (1) 公募

- ア 募集期間 令和5年10月13日～12月11日
- イ 申請団体数 1団体

#### (2) 審査方法

##### ア 選定委員会

a選定機関の名称 那覇市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会  
那覇市総合福祉センター指定管理予定候補者審査部会

##### b 選定委員会の委員

- 委員長 玉木 千賀子(沖縄大学人文学部教授)
- 委員 佐久川 伊弘(那覇市協働によるまちづくり協議会副会長)
- 委員 米城 智淳(沖縄県介護支援専門員協会那覇支部支部長)
- 委員 宮城 玲於奈(沖縄県認知症グループホーム協会会长)
- 委員 富樫 八郎(沖縄大学客員教授)
- 委員 伊波 就子(那覇市子ども会育成連絡協議会研修部会委員)
- 委員 岡花 祈一郎(琉球大学教育学部准教授)

イ 選定委員会日時 令和5年12月27日(水)午後2時～午後4時

#### ウ 選定基準

- a 市民の平等な利用が確保できること。
- b 事業計画の内容が総合福祉センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- c 事業計画の内容に沿った総合福祉センターの管理を安定して行う能力を有すること。

工 選定基準(採点)表

評価項目・基準				配点
大項目	中項目	No.	小項目	
I 趣旨	設置目的	I	施設の設置目的をよく理解しているか。	5
II 運営	平等利用	2	那覇市内全域の児童から高齢者まであらゆる利用者の平等な利用を図る計画となっているか。	10
	人員体制	3	人員配置は適正か ・責任者及び管理体制が明確に示されているか。 ・人員は十分に配置されているか。 ・専門性はどうか。	10
	研修	4	職員の育成指導及び研修は十分か。	5
III 管理	管理運営	5	個人情報の取り扱いは適切か。	5
		6	地域連携等	10
		7	個人情報の取り扱い	10
IV 施設の安定的な管理運営能力	法人審査	8	経営基盤は適正に担保されているか。	10
		9	那覇市総合福祉センター条例第3条に規定する各事業の実績は十分か。	5
V 施設の効用の発揮	事業	10	地域連携協働のまちづくりは図られるか。	10
		11	センターの総合調整的な役割は果たせるか。	10
		12	社会福祉センターの役目は果たせるか。	10
		13	児童館事業は十分で現実性があるか。	10
		14	老人憩の家事業は十分で現実性があるか。	10
		15	ボランティアセンターの役目は果たせるか。	10
VI 収支	収支計画	16	事業収支計画は適正か ・事業の収入・支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・利用料金に関する収支予算書と事業計画の整合性は図られているか	10
		17	見積金額は経費縮減が図られているか。	5
VII 自主事業	計画	18	自主事業の提案は、施設利用拡大とサービス水準の向上を図るものとなっているか。	10
	収支計画	19	自主事業の計画と収支計画は整合性が図られているか。	5
合計点				160 点
最低基準点				96 点

#### 才 評価基準

- a 委員は、次のb及びcに掲げる項目以外は、採点表にある各評価項目について評価の視点に沿って次の評価基準で評価点を決定する。

評価基準	非常に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
配点5	5	4	3	2	1
配点10	10~9	8~7	6~5	4~3	2~1

#### b 収支予算の評価

評価項目8「経営基盤は適正に担保されているか」については、税理士が応募団体の財務諸表等を基に評価し採点を行う。

#### c 収支予算の評価

評価項目17「経費縮減」については、収支予算書の見積額に応じ、次の方法にて経費縮減の評価点を決定する。

次表の指定管理料の見積額の範囲に相当する右欄の点数とする。なお、指定管理料の上限額の0.5%以下の縮減があった場合を最大5点とする。

指定管理料の見積額の範囲	配点
～ 291,592,710	5
291,592,711 ～ 291,959,033	4
291,959,034 ～ 292,325,355	3
292,325,356 ～ 292,691,678	2
292,691,679 ～ 293,058,000	1

#### カ 選定方法

- ①委員ごとに基準表に示す項目ごとに採点し、その合計点が高い順に順位をつける。そして、順位を第1位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者に選定する。また順位を第1位とした委員の数が次に多い団体を次点候補者に選定する。
- ②前号①において、順位を第1位とした委員の数が同数の団体が2者以上ある場合は、当該団体の順位を第2位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者とする。
- ③前号②において、順位を第2位とした委員の数が同数の団体が2者以上ある場合は、当該団体の順位を第1位とした委員の当該団体に係る採点の合計点が最も高い団体を指定管理予定候補者とする。
- ④公募結果として応募が1団体の場合、各委員の合意をもって指定管理予定候補者とする。
- ⑤前号①から④に関わらず、全委員の採点結果の合計が満点の6割に満たない場合は、除外とする。

キ 選定結果

順位	団体名	評価項目(点数)							合計	平均点 (合計/委員 6 名)
		I	II	III	IV	V	VI	VII		
I	社会福祉法人 那霸市社会福祉協議会	27 /30	129 /180	92 /120	73 /90	249 /360	59 /90	66 /90	695 /960	115.8 点 /160 点

満点合計点:160 点×6 人=960 点、得点率:72.4%

ク 選定理由

全委員の採点結果の合計点が満点の6割を上回っており、各委員の合意をもって社会福祉法人那霸市社会福祉協議会を那霸市総合福祉センター指定管理者の候補者として決定した。